

藤沢市法人立保育所に対する運営等業務助成費取扱基準

1991. 4. 1 制 定	1998. 2.18 第13次改正	2009. 4. 1 第26次改正
1992. 2.20 第 1次改正	1998. 4. 1 第14次改正	2010. 4. 1 第27次改正
1992. 4. 1 第 2次改正	1999. 2.25 第15次改正	2011. 4. 1 第28次改正
1993. 2.19 第 3次改正	1999. 4. 1 第16次改正	2012. 4. 1 第29次改正
1993. 4. 1 第 4次改正	2000. 4. 1 第17次改正	2013. 4. 1 第30次改正
1994. 2.18 第 5次改正	2001. 4. 1 第18次改正	2014. 4. 1 第31次改正
1994. 4. 1 第 6次改正	2002. 4. 1 第19次改正	2015. 4. 1 第32次改正
1995. 2.24 第 7次改正	2003. 4. 1 第20次改正	2016. 2.25 第33次改正
1995. 4. 1 第 8次改正	2004. 4. 1 第21次改正	2016. 4. 1 第34次改正
1996. 2.26 第 9次改正	2005. 4. 1 第22次改正	
1996. 4. 1 第10次改正	2006. 4. 1 第23次改正	
1997. 2.18 第11次改正	2007. 4. 1 第24次改正	
1997. 4. 1 第12次改正	2008. 4. 1 第25次改正	

第 1 総 則

1. 趣 旨

この取扱基準は、市内法人立保育所に対して、人件費、管理費及び地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業等について、予算の範囲内で助成することに関し、必要な事項を定めるものである。

2. 助成の目的

- (1) 本市の定める基準の職員を配置している施設に対し、人件費を助成することで保育の質の向上を図り、また、施設管理に関する助成を実施することにより、安定と円滑な保育運営に資することを目的とする。
- (2) 新制度における地域子ども・子育て支援事業において、事業に位置づけられた一時預かり・病後児保育事業を委託し、多様な保育ニーズや増加する利用希望者への対応を図る。
- (3) 国・県による補助事業に対応した助成を行い、より充実した保育を利用者へ提供する。

第 2 運営等業務の助成費の構成

運営等業務の助成費の構成は、次のとおりとする。

人件費に関する助成		管理費等に関する助成
低年齢児受入対策緊急支援事業	保育士・調理員人件費助成 保育体制強化助成 障がい等児童受入助成	管理運営費助成 A E D 設置助成 特別経常費
地域型保育事業連携対策緊急支援事業		地域子ども・子育て支援事業 延長保育事業 一時預かり事業 病後児保育事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業
民間保育所健康管理体制強化事業		
要保護児童保育所受入促進事業		
民間保育所運営緊急支援事業		

第3 人件費に関する助成

1 低年齢児受入対策緊急支援事業（県・市）

(1) 目的

待機児童の大部分を占める0～2歳児の緊急的な入所の対応を図るため、定員を超過して児童の受け入れを行う施設に対し助成を行う。

(2) 対象経費

0～2歳児について定員を超過して受け入れる場合に、国の定める配置基準を超えて保育士を雇用する経費

(3) 算出方法

助成額 = 必要保育士数 × 受入月数 × *助成単価 千円未満切捨て

*助成単価

4～6月に児童を受け入れする場合	必要保育士数 × 受入月数 × 310,336円
7～12月に児童を受け入れする場合	必要保育士数 × 受入月数 × 273,368円
1～3月に児童を受け入れする場合	必要保育士数 × 受入月数 × 203,028円

必要保育士数 = $\frac{\text{定員超過で新規に受け入れする児童数}}{\text{国の基準値(0歳児3、1歳児6、2歳児6)}}$ 小数点第2位を切捨て

定員を満たさない年齢がある場合、必要保育士数は相殺計算をする。

例) 0歳児 3人超過、2歳児 3人定員余裕の場合 必要保育士数 $0.5 = 3 / 3 + 3 / 6$

(4) 積算例

0歳児 1人、1歳児 2人、2歳児 1人、4月から定員を超過して受け入れする場合

必要保育士数 = 0歳児 $1 / 3 + 1$ 、2歳児 $3 / 6 = 0.3 + 0.5 = 0.8$ 人

助成額 年額 2,979,000円 0.8 人 × 12月 × 310,336円

(5) 助成条件等

ア．0～2歳児の入所について、定員(平成27年3月末時点の定員)より多く受け入れ、かつ、入所児童数の全数 1/4 以上が0～2歳児であること。

イ．算出の対象となる児童は、助成の年度内において、定員を超過して新規に受け入れをする児童とし、本市在住、かつ、0～2歳児の在籍であること。

管外からの受託児童と前年度から在籍している児童は対象外

ウ．対象の保育士は0～2歳児の保育に従事する保育士とする。なお、雇用形態は、常勤・非常勤を問わない。常勤への換算も可

エ．この助成は、国の定める配置基準を超えて保育士を配置するために必要な経費にあてること。

オ．0～5歳児の受入児童数が定員数と比較して120%を超えている場合は、年度内に現定員の1割以上の定員増を行うこと。0～2歳児の定員拡充は必須。

2 地域型保育事業連携対策緊急支援事業（県・市）

(1) 目的

保育所と地域型保育事業所との連携を促進するため、積極的に事業者と連絡調整を図る施設に対し助成をする。

(2) 対象経費

地域型保育事業者と連絡調整する職員の人件費

(3) 算出方法

助成額 = 事業所数 × 連携月数 × 助成単価(月額 24,600円) 千円未満切捨て

(4) 積算例

4月から3月まで、地域型保育事業所2箇所の連携施設となった場合
助成額 590,000円 2箇所 × 12月 × 24,600円

(5) 助成条件等

ア．地域型保育事業所の連携施設となり、卒園後の受け皿としての支援を行うことに加えて次のいずれかの連携施設として求められる役割を果たすこと。

ただし、同一法人による連携は対象外とする。

- (ア) 施設で調理した給食の搬入、合同健康診断、園庭解放、合同保育等
- (イ) 地域型保育事業所の職員の病気等の際の代替保育の提供
- (ウ) 地域型保育事業所からの卒園(3歳児)児童の受け入れ
- (エ) 行事への参加に関する支援

3 民間保育所健康管理体制強化事業（県・市）

(1) 目的

施設において看護師又は保健師(以下「看護師等」という。)を配置することで、児童の健康管理、感染症の予防、アレルギー時の対応等の取組みを充実し、児童の健やかな成長と安全の確保を図る。

(2) 対象経費

看護師等を雇用する経費

(3) 算出方法

助成額 = 配置月数 × 助成単価(月額 30,200円)
2人以上の看護師等を配置しても、単価は一律 30,200円。

(4) 積算例

5月から3月まで看護師等を配置した場合
助成額 332,000円 11月 × 30,200円

(5) 助成条件等

雇用する看護師等は、勤務する日が月 20日以上で、1日の勤務時間が6時間以上であること。なお、短時間勤務の看護師等を雇用する場合も、複数人をもって月 20日以上、1日の時間が6時間以上の配置となること。

4 要保護児童保育所受入促進事業（県・市）

(1) 目的

DV等による要保護児童及び保護者の支援を充実し、虐待の再発防止と他園児の保育への影響緩和を図る。

(2) 対象経費

国の定める配置基準を超えて非常勤保育士を雇用する経費

(3) 算出方法

助成額 = 受入月数 × 助成単価(月額 56,144円) 千円未満切捨て
 複数の児童を受け入れても、単価は一律 56,144円。

(4) 積算例

4月から12月まで対象児童を2人受け入れた場合
 助成額 505,000円 9月 × 56,144円

(5) 助成条件等

ア．「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取り扱いについて」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号 雇用均等・児童家庭局通知）に基づく対応等により、児童相談所や要保護児童対策地域協議会からの報告、通知、又は各市町村において虐待の恐れがあるとされた児童の受け入れをしていること。

管外からの受託児童は助成対象とするが、障がい児等については対象外

イ．児童を支援する非常勤保育士の雇用があること。

ウ．この助成は、国の定める配置基準を超えて保育士を配置するために必要な経費にあてること。

5 民間保育所運営緊急支援事業（県・市）

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度の移行により、保育所運営費負担金が施設型給付費に変わり、その他補助制度についても大きな変更がある中、現行制度よりも収入減となる場合の既存保育士の雇用の確保を図る。

(2) 対象経費

子ども・子育て支援新制度の移行により、現行の制度からの収入減が見込まれる施設に対する保育士の雇用経費

(3) 算出方法

助成額 = * 収支差額(年間上限額 2,801千円) × 1 / 4 千円未満切捨て

* 収支差額【 - 】

H28 新制度による施設型給付・延長保育事業		H26 現行制度の補助・負担金	
国庫事業	・施設型給付(質改善後)	国庫事業	・保育所運営費負担金
	・延長保育事業		・保育士等処遇改善臨時特例事業費補助
			・延長保育事業費補助
			・特別保育事業費補助(休日・夜間のみ)
		県事業	・民間保育所運営費補助
			・地域育児センター機能支援事業費補助

(4) 積算例

平成26、28年度の収入分が次の表の場合

H28 新制度による施設型給付・延長保育事業		H26 現行制度の補助・負担金	
国庫事業	・施設型給付(質改善後) 81,789,120円	国庫事業	・保育所運営費負担金 68,741,100円
	・延長保育事業 2,166,000円		・保育士等処遇改善臨時特例事業費補助 1,738,000円
		県事業	・延長保育事業費補助 6,717,123円
			・特別保育事業費補助(休日・夜間のみ) 1,337,000円
			・民間保育所運営費補助 6,685,272円
			・地域育児センター機能支援事業費補助 1,220,000円
計 83,955,120円		計 86,438,495円	

収支差額 2,485,375円 = H27収入分 83,955,120円 - H26収入分 86,438,495円
 助成額 620千円 収支差額 2,483,375円 × 1/4

(5) 助成条件等

- ア．平成26年度の施設収入分(現行制度の補助・負担金)と平成28年度の収入分(新制度による施設型給付・延長保育事業)を比較した場合に、平成28年度収入分が低い状況にあること。
- イ．国の定める配置基準を超える保育士を配置していること。

6 保育士・調理員人件費助成(市)

(1) 目的

1歳児の保育については児童5人に対する保育士1人の配置とし、調理員は定員に応じた配置をするなど、国の定める基準を超える市基準の配置により、質の高い充実した保育を図る。

(2) 対象経費

保育士・調理員(栄養士)について、国の定める配置基準を超えて本市の定める配置をする場合の必要な雇用経費。入所児童数が認可定員に満たない場合は市基準配置は認可定員より算出する。

(3) 算出方法

助成額 = *配置差 × 配置月数 × *助成単価

*助成単価

雇用形態	平均勤続年数 (処遇改善等加算率)	月額助成単価(円)	
		保育士	調理員(栄養士)
常勤	10年以上	416,000	356,000
常勤	7年以上10年未満	395,000	339,000
常勤	4年以上7年未満	371,000	320,000
常勤	4年未満	334,000	291,000
(常勤的・派遣)非常勤		304,000	270,000
(短時間)非常勤		233,000	182,000

常勤の助成単価は、処遇改善等加算に基づく1人あたりの平均勤続年数より算出。

* 配置差 ……市の配置実績 - 国配置基準(保育士は入所児童数による算出)

< 市配置基準 >

所長 保育士 ・主任 1人(分園又は定員180名以上 + 1人) ・クラス担任 …… 配置計算 0歳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 ・フリー 2人(定員50名以上の分園 + 1)
調理員(栄養士) 概ね定員40名につき1人(満たない部分は非常勤) 調理委託は、人数すべて(常勤的)非常勤の対応 40名以下 1人 + 非常勤、41 ~ 80名 2人 81 ~ 110名 2人 + 非常勤、111 ~ 140名 3人 + 非常勤 141 ~ 170名 4人 + 非常勤、171 ~ 200名 5人 201 ~ 230名 5人 + 非常勤、231 ~ 260名 6人 + 非常勤

< 国配置基準 >

所長(加算) 保育士 ・主任(加算) ・クラス担任保育士 …… 全体計算 0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 ・休憩 …… 定員90名以下 常勤 1人 (91名以上 非常勤 1人) ・質改善後 延長保育基本分 1人 (非常勤 3時間 1人)
調理員 定員40名以下 1人、41 ~ 150名 2人 151名以上 3人うち1人は非常勤 栄養士(加算)

(4) 積算例

(例) 定員80名の認可保育所の場合 職員の平均勤続年数 8年

4、5歳児の定員割れケース

クラス	定員	入所数
0歳児	6	6
1歳児	12	12
2歳児	14	14
3歳児	16	16
4歳児	16	5
5歳児	16	1
計	80	54

配置差 …… 市配置と国基準の比較により算出

市基準配置			国基準配置		
0歳児	3:1	2	0歳児	3:1	2.0
1歳児	5:1	3	1~2歳児	6:1	4.3
2歳児	6:1	3	3歳児	20:1	0.8
3歳児	20:1	1	4~5歳児	30:1	0.2
4~5歳児	30:1	2	小計(~)		7
小計(~)		11	定員90人以下		1
フリー2名		2	延長保育基本分		1
保育士数(計 +)		13	保育士数(計 ~)		9
調理員数		2	調理員数		2

入所数での算出

配置差	保育士数	調理員数
A - B	4	0

対象職員 …… 国基準を超える部分が算定対象

雇用形態	職員名簿
常勤	園長
常勤	主任
常勤	保育士
常勤	保育士
	⋮
	⋮
常勤	保育士
常勤	保育士
常勤	保育士
(常)非常勤	保育士
(短)非常勤	保育士
(短)非常勤	保育士

算定対象

1日6時間・月20日以上
(120時間程度)で1人分

助成額 = 11,064,000 円

配置差2人 × 12月 × 常勤391,000円

+ 配置差1人 × 12月 × (常)非常勤300,000円

+ 配置差1人 × 12月 × (短)非常勤231,000円

(5) 助成条件等

- ア．配置の対象は、保育士(園長・主任1人分を除く)、調理員(栄養士)とし、雇用の実績があること。原則、各月初日の実績を基準とする。
- イ．短時間勤務の非常勤保育士の場合にあっては、複数人をもって月20日以上、1日の時間が6時間以上(月120時間程度)の職員が配置されていること。
- ウ．短時間勤務の非常勤調理員(栄養士)の場合にあっては、複数人をもって月20日以上、1日の時間が5時間以上(月100時間程度)の職員が配置されていること。
- エ．対象となる保育士、調理員(栄養士)は、本市の定める配置と国の配置基準の差分とする。なお、配置差については、常勤職員を優先的に並べて終端における雇用形態を算定対象とする。
- オ．3歳児クラスの定員超過による市配置保育士については保育体制強化助成により助成する。

7 保育体制強化助成(市)

(1) 目的

国の定める配置基準を超えて、一定の条件のもとで補完的役割を担う職員を施設に配置し、人員強化に伴う保育運営のさらなる安定と充実を図る。

(2) 対象経費

本市の定める人員配置をする場合の必要な雇用経費

(3) 算出方法

$$\text{助成額} = \text{配置月数} \times * \text{助成単価}$$

* 助成単価

職員	月額助成単価(円)	備考
休日・夜間対応保育士	非常勤保育士単価	保育士・調理員人件費助成の単価を準用
休日対応加配保育士	201,900	休日保育の受入児童数増への対応
3歳待機児解消保育士	135,000	3歳クラスの定員超過による市配置増の対応
用務員	90,000	4hパート勤務相当
嘱託医・嘱託歯科医	56,200	定員180名以上の施設への配置
嘱託医	200(対象児童1名当たり)	嘱託医報酬の増加分
常勤事務員	62,000	非常勤職員との差額分

(4) 助成条件等

対象となる職員は、次の条件に該当する者で雇用の実績があること。原則、各月初日の実績を基準とする。

職員	人数	条件
休日・夜間対応保育士	1名	・ 休日・夜間保育の実施園において、ローテーションへの対応および複数配置への対応のための保育士(フリー)の雇用であること。
休日対応加配保育士	1名	・ 休日保育の実施園において受入児童の増加に対応するため上記の休日・夜間対応保育士に加え保育士の配置が必要であること。 ・ 別紙、保育士加配申請書の提出により休日対応の保育士が概ね4名となっていることが確認できることを助成の条件とする。

職員	人数	条件
3歳待機児解消保育士	市配置 20:1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児クラスにおける定員を超える児童の受け入れで、市基準の配置を上回って保育士の配置が必要となる場合の雇用であること。 ・ 定員を超える児童は、新規・前年度からの在園児を問わない。
用務員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃等の保育周辺業務(子どもに直接接する業務を含まない)を担う保育士の支援者の雇用であること。
嘱託医・嘱託歯科医	各1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員180名以上の施設において、国基準の配置(公定価格により対応)に加えてさらに各1名の配置が必要な状況であること。
嘱託医		<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医1名に係る4月の入所児童数が121名～179名の保育所が対象。 ・ 120名以上の児童数×200円を嘱託医報酬に増額する。ただし、5月以降の入所児童数の増減には対応しない。
常勤事務員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設専任の常勤事務員としての雇用であること。(公定価格上の事務雇上加算との差額分の助成)

8 障がい等児童受入助成(市)

(1) 目的

障がい等が見られる児童について、当該児童の保育に必要な保育士又は同等の者(以下「保育士等」という。)を配置することで、児童の健全な社会性の成長発達を促進し、施設の安定した保育環境を醸成する。

(2) 対象経費

保育士等の雇用経費又は対象児童の受け入れに必要な物品購入等に係る経費

(3) 算出方法

ア．保育士等を配置する場合

助成額 = 配置月数 × *助成単価

*助成単価

対象児童	月額助成単価(円)
1名	135,000
2名	163,000
3名	192,000

対象児童数に応じた単価

イ．保育士等を配置しない場合

助成額 = 対象児童数 × 受入月数 × *助成単価

*助成単価

対象児童	月額助成単価(円)
1名につき	10,000

(4) 助成条件等

- ア．対象となる児童は、本市の特別支援保育事業において、支援対象に該当しない児童であり、本市と施設との協議により、成長発達の促進等に配置が必要であると本市が判断した児童とする。加配の申請については保育士増員協議書の提出をおこなうこと。
- イ．原則として、対象児童 3人に対して保育士等 1人の配置とする。
ただし、異年齢や障がい等の状況により特別な事情が認められる場合は、この限りでない。その場合についても、本市と施設との協議により本市が判断する。
- ウ．保育士等については、対象児童の保育について、知識・経験を有し、適宜必要な研修を受けるなどの研鑽に努めること。
- エ．保育士等の配置をしない場合は、対象児童の特性に応じ、必要な遊具等の確保をするなど成長発達を促進するための整備等に努めること。

第 4 管理費等に関する助成

1 管理運営費助成（市）

(1) 目的

施設運営に係る器材備品、園舎管理及び施設職員等の衛生管理の充実を図ることで入所児童の処遇を改善する。

(2) 対象経費

器材備品や衛生管理等の施設管理全般に係る経費

(3) 算出方法

$$\text{助成額} = (\text{各月初日の})\text{入所児童数} \times \text{施設開所月} \times * \text{助成単価}$$

* 助成単価

定員	月額単価 (円)	定員	月額単価 (円)
20 ~ 39名	6,000	100 ~ 119名	3,200
40 ~ 59名	5,000	120 ~ 139名	3,100
60 ~ 79名	3,900	140 ~ 159名	3,000
80 ~ 99名	3,800	160 ~ 179名	2,900
		180名以上	2,800

(4) 助成条件等

各月初日の入所児童数に応じて助成するものとし、対象児童は市外からの受託児童を含めるものとする。

2 A E D設置助成（市）

(1) 目的

入所児童及び施設職員等の心室細動等に対して、早期の救命措置がとれるようA E D(自動体外式除細動器)を施設に設置する。

(2) 対象経費

リース又はレンタル料によるA E D設置の経費

(3) 算出方法

リース又はレンタル料の年間実費相当額

(4) 助成条件等

ア．リース又はレンタル契約によるA E D設置であること。

イ．1施設1台を原則とするが、180名以上の定員又は分園を設置している場合は、さらに1台の設置に努めること。

3 特別経常費（県・市）

(1) 対象経費

施設整備(修繕を含む)及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金の償還元金

(2) 算出方法

ア．平成4年度から平成22年度までの借入契約にかかる借入金については、施設の新築等の場合は、借入金元金の4分の3の額とし、施設の修繕等および設備更新の場合は、借入金元金の一定限度額（「補助対象経費限度額」という。）の4分の3の額とする。

(ア) 施設の新築等の場合 借入金元金の3/4

助成額 = 当該年度約定返済元金合計額 × 3/4

(イ) 施設の修繕等及び設備更新の場合 補助対象経費限度額の3/4

助成額 = $\frac{\text{当該年度約定返済元金合計額}}{\text{借入金元金全額}} \times \frac{\text{補助対象経費限度額}}{\text{借入金元金全額}} \times 3/4$

イ．平成23年度以降の借入契約にかかる借入金については、施設の新築等の場合は、借入金元金の8分の3の額とし、施設の修繕等および設備更新の場合は、補助対象経費限度額の8分の3の額とする。

(ア) 施設の新築等の場合 借入金元金の3/8

助成額 = 当該年度約定返済元金合計額 × 3/8

(イ) 施設の修繕等及び設備更新の場合 補助対象経費限度額の3/8

助成額 = $\frac{\text{当該年度約定返済元金合計額}}{\text{借入金元金全額}} \times \frac{\text{補助対象経費限度額}}{\text{借入金元金全額}} \times 3/8$

ウ．当該年度約定返済元金合計額とは、同一工事等(設備整備を含む)にかかる借入金の約定返済元金の合計額とする。

ただし、借入金償還一部免除決定がある場合は、当該年度約定返済元金合計額とは当該免除額を控除した額とする。

エ．補助対象経費限度額の算出方法は次のとおりとする。

施設修繕等の場合	総事業費(補助金等がある場合は総事業費からそれらを控除した額)から100万円を控除した額と借入金を比較して少ない方の額
設備更新の場合	備品(1品の購入価格が50万円以上の場合を対象とする。)の購入価格(2品以上の場合はその合計額)と借入金を比較して少ない方の額

(3) 助成条件等

ア．福祉医療機構又は神奈川県社会福祉協議会の借入時における事業計画に含まれていること。

イ．対象となる施設整備、設備整備の範囲は次のとおりとする。

対象工事	補助事業の場合				補助対象外の場合
	国庫補助	国庫に準ずる 日自振・船舶振等	県単独 補助	市町村 単独補助	
施設 整備	本体 (外構を含む)				
	暖房				
	浄化槽				
	その他通常必要な工事				
	土地購入				
	土地造成整備				
	その他の施設 職員宿舎				
	解体費 仮園舎経費				
大規模修繕					
修繕					
模様替					
補修					
設備整備					
設備更新					

特別経常費の補助対象

第5 地域子ども・子育て支援事業

1 延長保育事業（国・県・市）

(1) 目的

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、当該事業による保育環境を整備し、もって児童福祉の向上を図る。

(2) 対象経費

標準時間認定の対応にあつては、11時間の開所時間の前後の時間において30分以上の延長保育を実施する場合にかかる経費、短時間認定の対応にあつては、施設が設定する8時間の利用時間帯を超える延長保育の実施をする場合にかかる経費

(3) 算出方法

ア．標準時間認定	(ア) 30分延長	1施設当たり	年額	300,000 円
	(イ) 1時間延長	1施設当たり	年額	1,342,000 円
	(ウ) 2・3時間延長	1施設当たり	年額	2,166,000 円
イ．短時間認定	(ア) 1時間延長	1人当たり	年額	17,200 円
	(イ) 2時間延長	1人当たり	年額	34,400 円
	(ウ) 3時間延長	1人当たり	年額	51,600 円

(4) 助成条件等

ア．延長保育の実施時間帯には、保育士 2 人以上の配置をして対応すること。

イ．標準時間認定

- (ア) 30分延長 開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 1人以上いる施設
- (イ) 1時間延長 開所時間を超えて 1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 6人以上いる施設
- (ウ) 2時間延長 開所時間を超えて 2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 3人以上いる施設
- (I) 3時間延長 開所時間を超えて 3時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 3人以上いる施設
- (オ) 平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た人数とする。

ウ．短時間認定（11時間の開所時間内における延長保育）

- (ア) 1時間延長 8時間の利用時間帯を超えて 1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 1人以上いる施設
- (イ) 2時間延長 8時間の利用時間帯を超えて 2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 1人以上いる施設
- (ウ) 3時間延長 8時間の利用時間帯を超えて 3時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 1人以上いる施設
- (I) 平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た人数とする。

(オ) 11 時間の開所時間を超える延長保育の利用もある場合は、平均対象児童数について、標準時間認定の対象児童数と合算する。

(カ) 利用時間帯の前後で延長保育を実施する場合、原則、前後それぞれでの延長保育時間及び平均対象児童数で算出する。ただし、延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が 1人以上いる時間の前後を合算して算出することとする。

延長保育時間の前後が、それぞれ 1時間30分の設定の場合、延長保育は 3時間延長としての適用となる。

【参考】

7:00		18:00	19:00
標準時間認定利用時間(11時間)			(後)

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
延長(前)	短時間認定利用時間(8時間)		延長(後)	(後)

2 一時預かり事業（国・県・市）

(1) 目的

一時的な就労や入院等の緊急時に、家庭での保育が困難となる場合の需要に対応するため、当該事業による人員体制を整備し、もって児童福祉の向上を図る。

(2) 対象経費

一時預かり事業に要する保育士及び運営事務に係る経費

(3) 算出方法

保育士 2人	保育士・調理員人件費助成における保育士単価 × 配置月数
運営事務費	年額 248,000 円 + 生活保護世帯保育料減免分（実績支払）

(4) 助成条件等

ア．本市の一時預かり事業実施要綱の規定を遵守すること。

イ．事業実施にあたり、原則、保育士 2 人の配置により対応を図ること。

ウ．生活保護世帯保育料減免分については 2 月末時点の実績および 3 月の申込状況の実績により助成する。

3 病後児保育事業（国・県・市）

(1) 目的

病気の回復期により集団保育が困難な児童について、保護者の就労等の都合により家庭で保育ができない場合の需要に対応するため、当該事業による人員体制を整備し、もって児童福祉の向上を図る。

(2) 対象経費

病後児保育事業に要する看護師等、保育士及び運営事務に係る経費

(3) 算出方法

看護師等 1人	保育士・調理員人件費助成における保育士単価に月額 30,200円を上積み
保育士 2人	保育士・調理員人件費助成における保育士単価 × 配置月数
運営事務費	年額 1,750,000円

(4) 助成条件等

- ア．本市の乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の規定を遵守すること。
- イ．事業実施にあたり、看護師等 1人及び保育士 2人の配置により対応を図ること。

4 実費徴収に係る補足給付を行う事業（国・県・市）

(1) 目的

施設が保護者から徴収できる行事参加費等の便宜に要する費用について、生活保護世帯を対象に、徴収費用の一部を助成することで経済的な負担の軽減を図る。

(2) 対象経費

施設が生活保護世帯から徴収する教材費・行事費（給食費を除く費用。以下「実費徴収額」という。）に要する費用。対象となる実費徴収額については別表に記載。

(3) 算出方法

助成額 1人あたり 月額 2,500 円

(4) 助成条件等

- ・ 施設は、生活保護世帯の保護者から申請があった場合、対象となる実費徴収額のうち月額2,500円を上限として減免を行う。
- ・ 施設は、減免を行った児童ごとに記録票を作成し、減免を行った月、品目および金額の記録を行う。

第 6 運営等業務の支払方法

- 1 年度当初の運営等業務委託の契約額は、前年度の実績に基づく概算額とし、年度末において、保育士配置等の実績に応じた変更契約により精算を行う。
- 2 支払い時期については、次のとおりとし、各回の月末までの支払いとする。
4月 5月 6月 9月 11月 2月 3月 4月(精算)
- 3 支払請求は、原則、法人理事長から委任を受けた施設長が行う。ただし、特別経常費や株式会社等からの請求については、法人理事長又は代表取締役等の代表者が行うものとする。